

北杜市立塩川病院売店運営業務に関する公募型プロポーザルの実施について

北杜市プロポーザル方式の実施に関する事務処理要領（平成24年北杜市公告第1号）第9条に基づき、北杜市立塩川病院売店運営業務に関する公募型プロポーザルの手続を開始する。

令和4年6月30日

北杜市長 上村英司

1 事業目的

北杜市立塩川病院売店運営業務（以下「業務」という。）は、病院利用者等の利便性の向上を図ることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

北杜市立塩川病院売店運営業務

(2) 業務内容

当業務は、北杜市立塩川病院の指定場所を使用し、売店の管理運営を行うものである。詳細については、別紙1の「北杜市立塩川病院売店運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 使用期間

令和4年11月1日から令和9年10月31日まで

3 担当部局

〒408-0114 山梨県北杜市須玉町藤田773
北杜市立塩川病院 総務課庶務担当
電話 0551-42-2221
FAX 0551-42-2992

4 参加資格要件

北杜市立塩川病院売店運営業務に関する公募型プロポーザルに参加できる者は、下記の参加資格要件を満たしている者とする。

- (1) 売店を運営できる法人、個人又は複数の事業者で構成される事業者連合体とする。（事業者連合体で応募の場合、代表者を定めること。）

- (2) 売店運営にあたり、食品衛生法（昭和22年法律233号）、医療機器販売等に関する関係法令等の規定に基づく許可等（届出を含む。）が必要な場合は、営業開始までに確実に取得できる者であること。
なお、事業者連合体で応募の場合は、構成事業者のうち1者以上が満たしていること。病衣類の洗濯を行う場合は、一般財団法人医療関連サービス振興会が認定する工場で行うこと。また、プライバシーマークの認定を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 山梨県内に本社、本店又は営業所等活動拠点を置いていること。また、山梨県内の病院において、参加申込時に5店舗以上の売店の運営実績があること。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する指定暴力団連合、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) 県内において、過去3年間において食品衛生法（昭和22年法律233号）に違反したとして行政処分を受けた者でないこと。
- (9) 印鑑証明書、履歴事項全部証明書及び納税証明書の提出が可能な者。
- (10) 北杜市プロポーザル方式の実施に関する事務処理要領（平成24年北杜市告示第1号）第4条の規定に該当する登録業者及び同条ただし書による者とする。ただし、未登録業者の参加については、本業務委託においてのみ認める。

5 参加申込手続き、受付期間及び申込方法

- (1) 実施要領及び仕様書の入手方法

北杜市ホームページによりダウンロードする。

- (2) 受付期間

令和4年7月1日（金）から令和4年7月25日（月）まで

- (3) 申込方法

参加資格要件を満たし、事業の選定を希望する事業者は、別紙2の「北杜市立塩川病院売店運営業務に関する公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）の様式第1号により、郵送又はFAXにて担当部局まで提出する。

(4) 上記4の参加資格要件(10)の場合、北杜市の令和3・4年度入札参加者名簿(物品・役務提供)に登載されていない事業者にあつては、競争入札参加資格審査申請と同様の書類を提出することにより、本業務についてのみ参加を認める。なお、正本1部を「北杜市立塩川病院売店運營業務に関する公募型プロポーザル参加申込書」と一緒に提出するものとする。

(5) 申込書提出期限

令和4年7月25日(月)午後5時必着

6 現地説明会

(1) 実施日

令和4年7月12日(火)午後2時から午後3時まで

(2) 申込方法

参加申込書を受理した者のうち、現地説明を希望する事業者は次の手続を行うものとする。

① 申込期間 令和4年7月1日(金)から7月11日(月)まで

② 申込方法 参加希望者は、土日祝日を除く午前8時15分から午後5時までに「現地説明会参加申込書」(様式第2号)により、郵送又はFAXで担当部局まで提出する。

③ 申込期限 令和4年7月11日(月)午後5時必着

7 質問書の提出及び回答

(1) 提出書類

実施要領 「質問書」(様式第3号)

(2) 質問書提出期限

令和4年7月19日(火)午後5時必着

(3) 提出方法

質問書は必ずFAXにて、担当部局に提出し、FAX送信後、電話連絡にて担当部局に到着確認を行うこととする。

(4) 回答方法

質問書に対する回答は、受付日の翌日から起算して3日以内(土日祝日は除く。)に市ホームページへ掲載する。

8 企画提案書の作成及び提出について

(1) 「北杜市立塩川病院売店運營業務に関する企画提案書」(様式第4号)及び「使用料提案書」(様式第5号)の内容は、実施要領による。

(2) 様式は、A4版とする。

- (3) 提出方法
郵送または持参により提出すること。
- (4) 提出期間
令和4年7月26日（火）から令和4年8月1日（月）まで
- (5) 提出期限
令和4年8月1日（月）午後5時必着

9 失格事項

- (1) 参加資格要件を満たしていないとき。
- (2) 提出方法、提出先及び提出期間に適合しないとき。
- (3) 公告及び実施要領等を示された条件に適合しないとき。
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (5) 許容された表現方法以外の表現が用いられているとき。
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき。
- (7) 委員又は担当部局等関係者に対し、直接的又は間接的に援助を求めたとき。
- (8) その他審査の公平さに影響を与える行為があったと認められるとき。

10 優先交渉権者の特定方法

実施要領及び仕様書に基づいて提出された企画提案一式及びプレゼンテーションの内容について公平かつ客観的に評価を行い、最も優れた企画提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。また、次点交渉権者も併せて選定する。

プレゼンテーション、ヒアリングについては、次のとおり実施する。

令和4年8月9日（火） 北杜市立塩川病院4階会議室

11 使用許可に関する基本的事項

- (1) 優先交渉権者は、市と業務場所の使用について企画提案書に基づき協議の上、市の決定を受けることにより使用者とする。ただし、優先交渉権者と協議が整わなかった場合は、次点交渉権者と協議を進めることとする。
- (2) 行政財産使用許可は、上記（1）の協議が終了した後に行うものとする。
- (3) 行政財産使用許可後において、使用者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、使用許可を取り消すことができるものとする。
- (4) 提出された書類は、提案者に無断で公表、複製及び使用することはできない。ただし、提出書類は、北杜市情報公開条例（平成16年北杜市条例第12号）に基づき公開する場合がある。
- (5) 提出された書類は、返却しない。